

国民健康保険税産前産後免除制度 (R6.1.1~)

【概要】

令和6年1月から、出産(予定を含む)の前後の期間に係る妊婦さんの国民健康保険税を免除する制度が施行されます。免除対象とする出産を「妊娠85日以上分娩」としており、死産・流産(人工妊娠中絶を含む)・早産の方も対象に含まれます。

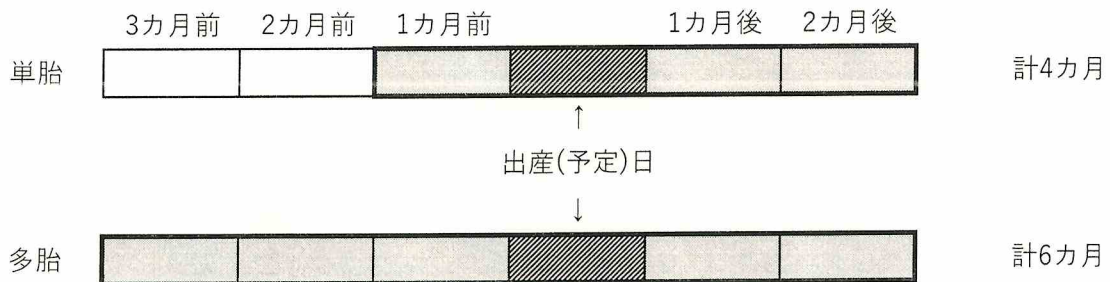
単胎の場合、出産した(予定)月と前1カ月と後2カ月の計4カ月、多胎の場合は前3カ月と後2カ月の計6カ月が対象期間です。対象者の所得割と均等割が免除されます。※令和5年11月の出産から対象となります。

免除には原則申請が必要です。申請は出産予定日の6カ月前から可能です(令和5年度については令和6年1月以降)。

※受付時の確認書類

- ① 出産(予定)日を確認できる書類(母子手帳など)
- ② 単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認できる書類(母子手帳など)
- ③ 世帯主・対象者のマイナンバーが分かるもの
- ④ 運転免許証などの写真付きの本人確認書類

【免除対象期間】 ※太枠で囲まれた部分



【1年間の保険税】 (例) 大人2人・新生児1人の世帯の場合

